

平成28年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

- | | |
|--|----|
| 1 「平成28年版成果レポート（案）」について | 1 |
| 2 三重県新地震・津波対策行動計画及び三重県新風水害対策
行動計画について | 27 |
| 3 審議会等の審議状況について | 31 |

○資料

- 別冊1 三重県新地震・津波対策行動計画実績レポート
- 別冊2 三重県新風水害対策行動計画実績レポート

平成28年6月20日

防災対策部

1 「平成 28 年版成果レポート（案）」について

第一次行動計画

施策 111 防災・減災対策の推進

緊急課題解決 1 命を守る緊急減災プロジェクト

第二次行動計画

施策 111 災害から地域を守る人づくり

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

(第一次行動計画)

■施策等についての総括（4年間の取組をふまえた成果と課題）

施策111 防災・減災対策の推進（防災対策部）

南海トラフ地震をはじめとする地震や、近年増加傾向にある局地的大雨等の災害から県民を守るため、地域防災計画を見直すとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」を策定し、計画に基づく総合的な防災・減災対策を推進した結果、防災活動に参加する県民の割合は47.4%に増加しましたが、平成27年度の目標はわずかに達成することができませんでした。

東日本大震災を契機に高まりが見られた県民の皆さんの防災意識は、震災発生から5年あまりが経過する中で徐々に低下傾向にあり、今後も引き続き、「みえ防災・減災センター」による防災人材の育成・活用や防災教育の充実に取り組むとともに、三重県版タイムライン（仮称）の策定など、計画に掲げた行動項目の着実な実践に取り組み、「自助」、「共助」、「公助」が一体となった「防災の日常化」の定着に向けた取組を進める必要があります。

緊急課題解決1 命を守る緊急減災プロジェクト（防災対策部）

東日本大震災や紀伊半島大水害から得たさまざまな教訓を、県民の皆さんの命を守るための取組として本県の防災・減災対策に生かすため、新たに「三重県新地震・津波対策行動計画」等の行動計画を策定し、これらの行動計画に掲げた項目に取り組んだ結果、津波からの避難体制の整備などについては一定の進捗が図られたところですが、一部の目標については平成27年度の目標を達成することができませんでした。今後も引き続き、行動計画の着実な実践に取り組み、防災人材の育成・活用や市町、関係機関と連携した災害対応力の向上、自然災害に備えるための基盤整備など、「自助」、「共助」、「公助」が一体となった「防災の日常化」の定着に向けた取組を進める必要があります。

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標について、昨年度からは若干数字を下げたものの、年度目標をほぼ達成したことと、活動指標についても、ほぼ目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
率先して防災活動に参加する県民の割合	39.5%	43.0%	45.0%	50.0%	50.0%	0.95
	39.5%	43.0%	57.5%	48.9%	47.4%	
目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進(防災対策部)	新地震・津波対策行動計画の進捗率	—	—	20.0%	60.0%	100.0%	0.93
		—	—	25.9%	61.8%	93.4%	
11102 災害対応力の充実・強化(防災対策部)	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	—	6回	6回	7回	8回	1.00
		5回	7回	7回	8回	10回	

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		11103 「協創」による地域防災力の向上（防災対策部）	自主防災組織の実践的な訓練実施率	23.1%	29.0% 27.0%	36.0% 27.0%	43.0% 31.1%
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	県防災情報メール配信サービスの登録者数	36,000人	40,000人 38,500人	42,000人 40,200人	46,000人 42,900人	50,000人 43,700人	0.87
11105 災害医療体制の整備（健康福祉部医療対策局）	災害拠点病院等の耐震化率	62.9%	71.4% 68.6%	68.6% 68.6%	71.4% 71.4%	82.9% 74.3%	0.90
11106 安全な建築物の確保（県土整備部）	耐震基準を満たした住宅の割合	82.2%	84.5% 83.7%	86.4% 85.2%	88.2% 86.5%	90.0% 87.8%	0.98
11107 緊急輸送ルート [*] の整備（県土整備部）	緊急輸送道路 [*] に指定されている県管理道路の改良率	91.2%	91.2% 91.2%	91.2% 92.3%	92.3% 94.5%	94.5% 94.5%	1.00
11108 消防力向上への支援（防災対策部）	消防設備等の充足率	82.8%	83.3% 82.9%	83.5% 83.3%	83.7% 83.8%	84.0% 84.7%	1.00
11109 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6%	100.0% 99.6%	100.0% 99.7%	100.0% 99.6%	100.0% 99.5%	0.99

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	7,062	4,376	5,913	3,721	3,042
概算人件費		848	956	897	907
（配置人員）		（94人）	（104人）	（101人）	（104人）

平成27年度^{*}の取組概要と成果、残された課題

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目に沿って防災・減災対策の推進に取り組みました。両計画において掲げた目標の達成状況を的確に評価しながら、計画最終年度となる平成29年度に向けて適切に事業をマネジメントするとともに、これら計画を引き継ぐ、次期行動計画の策定に向けた取組にも着手する必要があります。

- ②「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つであり、全国で初の試みとなる、「三重県復興指針」を策定・公表しました。今後は、本指針をふまえ、復興を見据えて事前に着手しておくことが必要な取組の検討を進め、次期行動計画に反映させていく必要があります。また、市町や関係機関、県民等と本指針の共有を図り、南海トラフ地震への備えを進める必要があります。
- ③「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つである、「三重県業務継続計画（三重県BCP*）」を策定しました。この計画は、平時の事務分掌に基づく“通常業務における非常時優先業務の継続・再開”に特化したBCPとしたことから、毎年度、各所属が計画の検証と見直しに取り組み、継続的に更新を図っていく必要があります。
- ④「三重県新地震・津波対策行動計画」の検討項目の一つである「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」を策定しました。今後は、この指針に基づき「三重県備蓄計画（仮称）」の策定に向けた検討に着手する必要があります。また、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」をふまえ、災害応急活動の具体的な内容を定める「三重県南海トラフ地震活動計画（仮称）」の策定に向けた検討に着手する必要があります。
- ⑤「三重県新風水害対策行動計画」の重点行動項目の一つである、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定について、他の自治体等におけるタイムラインの策定状況等の情報収集など、策定に向けた準備に取りかかりました。目標とする平成29年度中の策定に向け、平成28年度は引き続き検討を進める必要があります。
- ⑥伊勢志摩サミットの開催決定を受け、南海トラフ地震対策への「地震・津波観測監視システム（D O N E T*）」の活用を前倒しし、国立研究開発法人海洋研究開発機構および国立研究開発法人防災科学技術研究所と連携して「D O N E Tを活用した津波予測・伝達システム」の開発を進め、県庁等に必要な設備を整備しました。今後は、このシステムを用いた訓練やマニュアル整備に取り組み、伊勢志摩サミットにおける適切な運用を図るとともに、サミット終了後は、津波避難対策が課題とされている東紀州地域など県南部地域への展開について検討する必要があります。
- ⑦「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つとして進めてきた観光地の防災対策について、これまで取り組んできた鳥羽市の帰宅困難者対策および紀北町古里地区の民宿群における津波避難対策をさらに実効性あるものとするため、市町と連携した訓練支援などに取り組みました。さらに、伊勢志摩サミットの開催決定を受け、国内外のサミット関係者やサミット後の増加が見込まれる国内外からの観光客の地震・津波対策として「地震・津波避難対策マニュアル」および「津波避難マップ（英語併記）」のひな形を作成し、研修会の開催等を通して伊勢志摩地域（志摩市、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町）の宿泊施設等への普及を図るなどの対策を進めました。今後は、これら取組をサミット対策のみならず、広く県内観光地へと水平展開していく必要があります。
- ⑧「津波避難に関する三重県モデル」について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して普及に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」を活用し、みえ防災コーディネーター*などによる地域の活動に対する実地支援や、財政支援を行った結果、新たに熊野市の2地区や御浜町でも実施されるなど、合わせて6市町11地区が取り組みました。「避難所運営マニュアル」についても同様に、活動に対する実地支援を行った結果、新たに熊野市の1地区や紀宝町でも実施されるなど、合わせて7市町20地区が取り組みました。そのほか、熊野市において新たに「福祉避難所運営マニュアル」の作成が行われました。今後は、より一層、これらの活動について県内各地域への水平展開を図り、迅速かつ的確な津波避難と、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送ることのできる体制を整備する必要があります。

- ⑨地域減災力強化推進補助金について、津波避難路整備や避難所の機能強化対策、孤立化防止対策など 25 市町の 147 事業に対して補助し、県内各市町の防災・減災対策を促進しました。平成 27 年度は、「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価を行う年であったことから、これに合わせ補助制度についても、各市町のニーズに的確に対応した制度となるよう、これまでの津波避難対策を重視した制度から、避難後の対策や風水害対策も重視した制度へと、抜本的な見直しを行いました。今後さらに、本県の防災・減災対策を進めるため、補助金を活用し市町への支援を続けていく必要があります。さらに、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町が取り組む津波避難対策の促進を図りました。
- ⑩原子力災害対策について、被害を受ける立場と県外からの避難者を受け入れる立場の両面から、原子力アドバイザーによる職員研修を実施しました。また、県外からの避難者受入についての検討に着手しました。今後も引き続きこれらの取組を進めていく必要があります。
- ⑪広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」等において県と市町の広域的な応援・受援体制の整備の検討を進めるとともに、財政措置を講ずるよう国への政策提言活動を行いました。今後も引き続き、広域避難に向けた具体的な検討を進めていく必要があります。
- ⑫東日本大震災への支援について、被災地への職員派遣のほか、中高生や自然体験実践者による交流など「支援から交流へ」をキーワードに取り組むとともに、県内避難者（3月末現在：432名）には、被災地の情報紙など支援情報の配布や各種相談窓口等の情報をホームページで提供しました。東日本大震災支援本部員会議を四半期ごとに開催して、派遣職員の活動や交流事業を全庁で共有するほか、「東日本大震災5年 復興・交流イベント」や「五周年追悼式」を実施するなどして、震災の記憶の風化防止に努めました。復興にはまだ時間がかかると見込まれるので、引き続き交流・支援に取り組む必要があります。

【災害対応力の充実・強化】

- ①「訓練でできないことは、いざという災害のときに絶対にできない」との強い思いのもと、図上訓練においては、これまでの課題を対策に反映させるとともに、平成 26 年度に改定した「石油コンビナート等防災計画」、「国民保護計画」等をふまえた初動体制の確立など、災害対応力の着実な向上を図りました。また、実動訓練については、10月に実施した「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練」により、関係機関との連携を中心とした訓練を実施しました。近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、今後とも、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を通じて、実践的な災害対応力の積み重ねを図っていく必要があります。
- ②北勢広域防災拠点について、完成の目途としている平成 29 年度に向けて、適切な進捗管理を行いながら、造成工事、備蓄倉庫設計等に着手しました。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、東紀州（紀南）広域防災拠点において航空燃料の備蓄に向けた設計等に着手しました。引き続き、適切な進捗管理を行いながら、広域防災拠点の整備を進める必要があります。
- ③防災ヘリコプター「みえ」について、適切な維持管理により安全運航を維持しました。また、新防災ヘリコプターは、平成 27 年度に機体の発注を終え、平成 28 年度内に納品し、平成 29 年 9 月には供用が開始できるよう準備を進めています。今後は、ヘリコプターテレビ電送システム等高度化したヘリコプターの運用について、マニュアルの整備や訓練を行うことで安全に活動できるよう準備を整えるとともに、ヘリコプターテレビ電送システムの地上局整備や活動資機材等を整備する必要があります。

- ④ 1月14日に国、志摩市と共同で国民保護図上訓練を実施し、テロ発生時における対処能力の向上と防災関係機関相互の連携強化を図りました。訓練の実施により明らかになった課題等をふまえ、国民保護対策本部活動要領等の必要な見直しを行い、緊急対処事態における実効性を高める必要があります。
- ⑤ 道路啓開基地については、平成27年度までに14か所で整備する計画のもと6か所で、道路構造の強化については、平成27年度までに21か所で整備する計画のもと5か所で整備を進め、平成27年度までに全ての計画箇所が完了しました。また、平成24年度策定の道路啓開マップを活用した国・県・建設企業の連携による訓練を9月1日に実施しました。今後も迅速な道路啓開作業に向けた取組を継続していく必要があります。
- ⑥ 交番・駐在所への避難誘導資機材等の整備は完了しましたが、防災機能の更なる強化を図るために、引き続き、必要な装備資機材等の整備を進める必要があります。

【「協創」による地域防災力の向上】

- ① 防災人材の育成のため、「みえ防災・減災センター」において、市町防災担当職員を対象とした防災講座（講座5回、延べ141名受講）、特別講座を実施しました。また、みえ防災コーディネーターの新規育成講座では、女性と若い世代を中心に募集を行い、45名が認定を受けるとともに、女性を中心とした専門職防災研修では、23名（うち女性21名）が修了しました。平成27年度からは、特に、消防団と自主防災組織の連携と充実強化を図るため、専門職防災研修に「消防団」分野を新たに設ける（30名受講）とともに、消防団との連携に取り組むことのできる人材育成を目的に、自主防災組織リーダー研修を開催しました（3会場、105名受講）。このほか、育成した防災人材が、市町や地域の防災活動の場で活躍できるよう設けた「みえ防災・人材バンク」の充実を図るため、バンク登録者（124名）の名簿を市町に提供し、91件の地域等における防災・減災活動の支援を行いました。今後は、より一層、バンク登録者が地域等で活躍できるよう、バンク登録者のスキルアップに取り組むとともに、人材の情報について広く地域や県民に対して周知を図る必要があります。
(創19)
- ② 企業防災力の向上については、「みえ防災・減災センター」に設置している相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応するとともに、11月に開催された「みえリーディング産業展2015」に出展し、企業向けの臨時相談窓口を開設しました。また、地域別企業防災研修を3会場で開催したほか、「みえ企業等防災ネットワーク*」の「BCP普及分科会」において、県内企業のBCP策定支援を行いました。引き続き、企業からの相談体制の充実を図るとともに、「BCP普及分科会」における取組を中心に、企業のBCP策定を促進するなど、「みえ防災・減災センター」との連携を深めながら取組を展開していく必要があります。
- ③ メディアを活用した啓発については、啓発番組を放送し、地域や住民が主体となった取組を中心に紹介しました。また、防災シンポジウムについては、9月26日にみえ風水害対策の日シンポジウムを、12月6日にみえ地震対策の日シンポジウムを実施しました。また、「みえ防災・減災アーカイブ」の構築について、伊勢湾台風に関する体験談や資料の収集を中心に、風水害に関する情報の収集に取り組みました。平成28年度は、「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用することができるコンテンツの開発に取り組むなど、県民の防災行動の促進へと結び付く取組を展開していく必要があります。

- ④地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織相互の関係づくりを促進し、地域における組織の役割分担をふまえた連携の強化につなげるため、地域の組織力を発揮するための人づくりの新たな仕組みづくりとして、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」に取り組み、自主防災組織アドバイザー（消防団員）養成講座、自主防災組織リーダー研修、自主防災組織アドバイザー（消防団員）と自主防災組織リーダーの合同研修を実施し、これらの取組をふまえて、実践活動を行うモデル地区を選定したところです。地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織の連携による隙間のない災害対応を実施するため、引き続き「ちから・いのち・きずなプロジェクト」を推進し、これら組織運営の核となり、連携と活動を主導できる人材の育成を進めていく必要があります。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①防災通信ネットワーク（地上系及び衛星系の防災行政無線、有線系通信）の適正な維持管理を行い、正常な通信を確保しました。また、災害拠点病院への防災行政無線の整備を進めるとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備のデジタル化整備工事の請負契約を締結しました。引き続き、防災通信ネットワークの正常な通信を確保するとともに、新しい防災ヘリコプター用無線の平成 29 年度運用開始に向け、工事を完成する必要があります。
- ②防災情報提供プラットフォームを適正に保守管理し、防災に関する情報を迅速・的確に提供するとともに、避難情報のＬアラートへの提供開始により、情報伝達手段を多様化しました。リーフレットを作成して携帯電話販売店へ配布するなど「防災みえ.jp メール配信サービス」の登録者増加を図りました。また、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けた基本計画を策定しました。引き続き、県民への迅速・的確な情報提供を行うとともに、平成 29 年度の運用開始に向けて新しいプラットフォームの整備を完了する必要があります。
- ③警察本部が保有するヘリコプターテレビシステムにより、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練に対応して映像配信するなど、災害発生時の情報収集・伝達訓練に努めるとともに、老朽化したヘリコプターテレビシステムのデジタル化更新を実施しました。

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化整備について、3病院に対する補助を実施しました。このうち、1病院の工事が完了しましたが、平成 27 年度内に工事完了を予定していた1病院について、工事の進捗が遅れ年度内に完了することができませんでした。今後、耐震工事中の病院に対する補助を引き続き行うとともに、未耐震の病院に対して耐震化を働きかける必要があります。
- ②災害医療コーディネーターの研修について、地域の実情に即したより実践的な実習を中心とする地域別研修会を9地域で開催し、災害発生時の初動対応力の向上を図りました。今後、災害医療コーディネーターが、災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害医療訓練等への参加を促進するとともに、研修や訓練を通じて、危機管理に対する意識を高め、災害対応力のさらなる向上を図っていく必要があります。
- ③医療従事者の研修、訓練については、DMAT*（災害派遣医療チーム）を対象とした国の研修への参加を促進するとともに、看護師等を対象とした災害看護研修、医師を対象とした災害時検案研修を実施しました。また、国が実施する実動訓練、県総合防災訓練に県内DMATが参加しました。災害時に必要な医療を迅速かつ適切に提供できる体制を確保するため、今後も引き続き、医療従事者を対象とした研修や実動訓練への参加を促進し、災害対応力の維持向上を図る必要があります。

- ④伊勢志摩サミットの円滑な実施のため、市町や関係機関等と連携して緊急医療体制の整備に取り組みました。今後も引き続き市町や関係機関等と連携し、サミット開催時の緊急医療体制の整備に万全を期すよう取り組む必要があります。

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、住宅戸別訪問をはじめとした様々な普及啓発、無料耐震診断や設計、補強工事への補助を行っているものの、近年耐震補強工事の実績は減少傾向にあります。木造住宅の耐震化を促進するため、引き続き、耐震診断を終えた方に補強工事を実施するよう働きかけるなど普及啓発に取り組んでいく必要があります。なお、活動指標の目標である「耐震基準を満たした住宅の割合」は平成20年住宅・土地統計調査結果を基に算出しているものです。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された民間建築物10棟の耐震診断が終了しました。また、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）3棟が補助制度を活用した耐震改修に着手し、うち2棟が完了しました。引き続き、対象となる建築物の所有者に対し、市町と連携して早期の耐震改修等の着手を働きかけるほか、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化に向け取り組んでいく必要があります。

【緊急輸送ルートの整備】

- ①災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進しました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、緊急輸送道路の整備および橋梁の耐震対策を進めていく必要があります。

【消防力向上への支援】

- ①消防団員の確保や消防団の活性化に向け、2月の消防団入団促進キャンペーン月間を中心に啓発活動等に取り組みました。今後は、今年度を実施した消防団応援制度等調査の結果をふまえ、市町や県消防協会と連携し、具体的な対策の構築に取り組んでいく必要があります。
- ②「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」に基づき、優先的に広域化を進める3つの地域において、各地域の状況に応じた協議を進めるとともに、鳥羽市に対して消防体制強化に向けた支援を行いました。引き続き、推進計画（改訂版）に従い、優先的に取り組む必要があるとした地域について、関係市町の意向をふまえたうえで、広域化に向けた取組を進めていく必要があります。
- ③県内の救急救命活動の向上を図るため、救急救命士の行う処置範囲の拡大に対応できる認定救命士の養成講習を開催（受講者数：175名）するとともに、救急救命士の教育体制の充実強化につなげるための指導救命士の養成講習を開催（受講者数：27名）しました。引き続き、三重県メディカルコントロール協議会および県消防学校と連携し、教育訓練体制の充実強化のための取組を進める必要があります。
- ④10月23～24日に開催した「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練」においては、県外（富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県）の緊急消防援助隊および県内消防相互応援隊計146隊をはじめ、陸上自衛隊第33普通科連隊等の救助関係機関等計56機関の参加のもと、大規模災害時における「関係機関との連携強化」を重視した訓練を実施し、県および被災市町における受援体制の確立、各機関における活動技術の向上や各救助医療等関係機関との連携活動の強化を図りました。

- ⑤伊勢志摩サミットの円滑な実施のため、伊勢志摩サミット推進本部に防災・危機対策委員会を設置し、その下に3つの協議会等（消防特別警戒連絡協議会、防災・危機対策関係機関連絡会議、県・市町災害対策会議）を設け、定期的に対応の協議や情報の共有、対策の検討・実施等を行いました。引き続き、消防・救急特別警戒体制の確保等に向けた取組を進め、防災・危機対策に万全を期す必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①平成27年3月に大幅に見直しを行った「三重県石油コンビナート等防災計画」により、コンビナート事業所の安全対策を推進するとともに、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催しました。また、コンビナートにおける保安を推進する人材を育成・確保するための人材育成プログラムを作成しました。今後も「三重県石油コンビナート等防災計画」による防災対策を進めるとともに、人材育成プログラムによる研修等を実施する必要があります。
- ②平成27年度に、高圧ガス関係で20件、火薬類関係で2件の事故が発生しており、引き続き保安検査や立入検査等を通じて、適正な保安管理等を徹底し、事故防止を図る必要があります。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

- 施策111：災害から地域を守る人づくり
施策112：防災・減災対策を進める体制づくり

緊急課題解決 1

命を守る緊急減災プロジェクト

【主担当部局：防災対策部】

プロジェクトの目標

県民の皆さんの命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	年度目標値には届かなかったものの、実践取組については、10項目のうち7項目で目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】


プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
緊急減災に向けた行動項目（アクション）の進捗率	—	30.2%	61.8%	83.8%	100%	0.91
目標項目の説明	県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目（アクション）の進捗率の平均値					

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
1 「『逃げる』ための課題」を解決するために	緊急に減災対策を実施する市町の数	—	29市町	29市町	29市町	29市町	1.00
		29市町	29市町	29市町	29市町	29市町	
	防災講演会、研修会等への参加促進	—	8,500人	10,000人	10,000人	10,000人	1.00
		8,000人	10,376人	11,247人	12,858人	11,500人	
2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために	耐震基準を満たした住宅の割合	—	84.5%	86.4%	88.2%	90.0%	0.98
		82.2%	83.7%	85.2%	86.5%	87.8%	

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために	県立学校の耐震化率	/	99.0%	100%	100%	100%	1.00
		98.2%	99.4%	100%	100%	100%	
	私立学校の耐震化率	/	88.4%	91.6%	92.4%	92.4%	1.00
		87.8%	90.1%	92.9%	94.5%	94.9%	
	災害拠点病院等の耐震化率	/	71.4%	68.6%	71.4%	82.9%	0.90
		62.9%	68.6%	68.6%	71.4%	74.3%	
3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために	新たな防災対策の計画的な推進	策定・見直し 					
4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	/	50.0%	100%	100%	100%	1.00
		—	99.7%	100%	100%	100%	
	防災に関連した人材の育成（累計）	/	80人	160人	240人	320人	1.00
		0人	62人	179人	244人	329人	
5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために	脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所（累計）	/	40か所	111か所	200か所	200か所	1.00
		—	55か所	150か所	200か所	200か所	
	農地・漁港海岸保全施設等の整備延長（累計）	/	2,243m	2,964m	3,624m	4,134m	0.89
		1,680m	1,983m	2,965m	3,359m	3,663m	

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	9,490	13,364	12,166	11,435

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

【実践取組1 「『逃げる』ための課題」を解決するために】

①地域減災力強化推進補助金について、津波避難路整備や避難所の機能強化対策、孤立化防止対策など25市町の147事業に対して補助し、県内各市町の防災・減災対策を促進しました。平成27年度は、「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価を行う年であったことから、これに合わせ補助制度についても、各市町のニーズに的確に対応した制度となるよう、これまでの津波避難対策を重視した制度から、避難後の対策や風水害対策も重視した制度へと、抜本的な見直しを行いました。今後さらに、本県の防災・減災対策を進めるため、補助金を活用し市町への支援を続けていく必要があります。さらに、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町が取り組む津波避難対策の促進を図りました。

- ②「津波避難に関する三重県モデル」について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して普及に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」を活用し、みえ防災コーディネーター*などによる地域の活動に対する実地支援や、財政支援を行った結果、新たに熊野市の2地区や御浜町でも実施されるなど、合わせて6市町11地区が取り組みました。「避難所運営マニュアル」についても同様に、活動に対する実地支援を行った結果、新たに熊野市の1地区や紀宝町でも実施されるなど、合わせて7市町20地区が取り組みました。そのほか、熊野市において新たに「福祉避難所運営マニュアル」の作成が行われました。今後は、より一層、これらの活動について県内各地域への水平展開を図り、迅速かつ確かな津波避難と、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送ることのできる体制を整備する必要があります。
- ③「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つとして進めてきた観光地の防災対策について、これまで取り組んできた鳥羽市の帰宅困難者対策および紀北町古里地区の民宿群における津波避難対策をさらに実効性あるものとするため、市町と連携した訓練支援などに取り組みました。さらに、伊勢志摩サミットの開催決定を受け、国内外のサミット関係者やサミット後の増加が見込まれる国内外からの観光客の地震・津波対策として「地震・津波避難対策マニュアル」および「津波避難マップ（英語併記）」のひな形を作成し、研修会の開催等を通して伊勢志摩地域（志摩市、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町）の宿泊施設等への普及を図るなどの対策を進めました。今後は、これら取組をサミット対策のみならず、広く県内観光地へと水平展開していく必要があります。

【実践取組2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、住宅戸別訪問をはじめとした様々な普及啓発、無料耐震診断や設計、補強工事への補助を行っているものの、近年耐震補強工事の実績は減少傾向にあります。木造住宅の耐震化を促進するため、引き続き、耐震診断を終えた方に補強工事を実施するよう働きかけるなど普及啓発に取り組んでいく必要があります。なお、実践取組の目標である「耐震基準を満たした住宅の割合」は平成20年住宅・土地統計調査結果を基に算出しているものです。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された民間建築物10棟の耐震診断が終了しました。また、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）3棟が補助制度を活用した耐震改修に着手し、うち2棟が完了しました。引き続き、対象となる建築物の所有者に対し、市町と連携して早期の耐震改修等の着手を働きかけるほか、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化に向け取り組んでいく必要があります。
- ③災害拠点病院等の耐震化整備について、3病院に対する補助を実施しました。このうち、1病院の工事が完了しましたが、平成27年度内に工事完了を予定していた1病院について、工事の進捗が遅れ年度内に完了することができませんでした。今後、耐震工事中の病院に対する補助を引き続き行うとともに、未耐震の病院に対して耐震化を働きかける必要があります。
- ④私立保育所の耐震化について、2施設に対する耐震診断の補助を実施しました。今後、耐震診断未実施の保育所への耐震診断の実施や、未耐震の保育所に対する耐震化を働きかける必要があります。
- ⑤県立学校施設の非構造部材*の耐震対策について、早期の完了に向け、指摘箇所の耐震対策を継続して実施しました。また、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策については、未対策の70校129棟のうち、30校46棟の対策工事を実施しました。県立学校施設の非構造部材の耐震対策については、早期の完了を目指して、引き続き指摘箇所の耐震対策を進めていくとともに、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、未対策の42校83棟の対策を計画的に実施していく必要があります。
- ⑥私立学校では、1棟の耐震補強工事が完了しましたが、依然として未耐震の校舎等が存在しています。

【実践取組3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために】

- ①「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目に沿って防災・減災対策の推進に取り組みました。両計画において掲げた目標の達成状況を的確に評価しながら、計画最終年度となる平成29年度に向けて適切に事業をマネジメントするとともに、これら計画を引き継ぐ、次期行動計画の策定に向けた取組にも着手する必要があります。
- ②「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つであり、全国で初の試みとなる、「三重県復興指針」を策定・公表しました。今後は、本指針をふまえ、復興を見据えて事前に着手しておくことが必要な取組の検討を進め、次期行動計画に反映させていく必要があります。また、市町や関係機関、県民等と本指針の共有を図り、南海トラフ地震への備えを進める必要があります。
- ③「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つである、「三重県業務継続計画（三重県BCP*）」を策定しました。この計画は、平時の事務分掌に基づく“通常業務における非常時優先業務の継続・再開”に特化したBCPとしたことから、毎年度、各所属が計画の検証と見直しに取り組み、継続的に更新を図っていく必要があります。
- ④「三重県新地震・津波対策行動計画」の検討項目の一つである「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」を策定しました。今後は、この指針に基づき「三重県備蓄計画（仮称）」の策定に向けた検討に着手する必要があります。また、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」をふまえ、災害応急活動の具体的な内容を定める「三重県南海トラフ地震活動計画（仮称）」の策定に向けた検討に着手する必要があります。
- ⑤「三重県新風水害対策行動計画」の重点行動項目の一つである、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定について、他の自治体等におけるタイムラインの策定状況等の情報収集など、策定に向けた準備に取りかかりました。目標とする平成29年度中の策定に向け、平成28年度は引き続き検討を進める必要があります。
- ⑥北勢広域防災拠点について、完成の目途としている平成29年度に向けて、適切な進捗管理を行いながら、造成工事、備蓄倉庫設計等に着手しました。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、東紀州（紀南）広域防災拠点において航空燃料の備蓄に向けた設計等に着手しました。引き続き、適切な進捗管理を行いながら、広域防災拠点の整備を進める必要があります。
- ⑦災害医療コーディネーターの研修について、地域の実情に即したより実践的な実習を中心とする地域別研修会を9地域で開催し、災害発生時の初動対応力の向上を図りました。今後、災害医療コーディネーターが、災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害医療訓練等への参加を促進するとともに、研修や訓練を通じて、危機管理に対する意識を高め、災害対応力のさらなる向上を図っていく必要があります。
- ⑧医療従事者の研修、訓練については、DMAT*（災害派遣医療チーム）を対象とした国の研修への参加を促進するとともに、看護師等を対象とした災害看護研修、医師を対象とした災害時検案研修を実施しました。また、国が実施する実動訓練、県総合防災訓練に県内DMATが参加しました。災害時に必要な医療を迅速かつ適切に提供できる体制を確保するため、今後も引き続き、医療従事者を対象とした研修や実動訓練への参加を促進し、災害対応力の維持向上を図る必要があります。
- ⑨伊勢志摩サミットの円滑な実施のため、市町や関係機関等と連携して緊急医療体制の整備に取り組みました。今後も引き続き市町や関係機関等と連携し、サミット開催時の緊急医療体制の整備に万全を期すよう取り組む必要があります。
- ⑩災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の整備を推進しました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、緊急輸送道路の整備および橋梁の耐震対策を進めていく必要があります。

- ⑪道路啓開基地については、平成 27 年度までに 14 か所で整備する計画のもと 6 か所で、道路構造の強化については、平成 27 年度までに 21 か所で整備する計画のもと 5 か所で整備を進め、平成 27 年度までに全ての計画箇所が完了しました。また、平成 24 年度策定の道路啓開マップを活用した国・県・建設企業の連携による訓練を 9 月 1 日に実施しました。今後も迅速な道路啓開作業に向けた取組を継続していく必要があります。
- ⑫交番・駐在所への避難誘導資機材等の整備は完了しましたが、防災機能の更なる強化を図るために、今後も、必要な装備資機材等の整備を進める必要があります。

【実践取組 4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために】

- ①学校における防災ノートを活用した防災学習を推進するため、新入生等に防災ノートを配付するとともに、外国人児童生徒に外国語版（5 か国語）を配付しました。また、学校の意見をふまえ、風水害に関する項目の充実を図るなど、次年度以降の配付に向けた見直しを行ないました。防災学習がより効果的に実施されるよう、防災ノート等の防災学習教材の充実に、引き続き取り組む必要があります。
- ②教職員を対象とした研修については、初任者、6 年次、11 年次、新任管理職、小中学校事務職員の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー等教職員研修の研修時間数を増やすなど充実を図り、4 回実施しました。また、みえ防災・減災センターと連携して、体験型防災学習の実践研修を 5 回実施しました。学校防災リーダー等教職員の防災意識と知識、指導力の向上に、継続して取り組む必要があります。
- ③学校における体験型防災学習や、家庭、地域と連携した防災の取組を推進するため、要請のあった延べ 140 校に職員を派遣しました。引き続き、市町教育委員会等と連携して、学校における防災学習を支援していく必要があります。
- ④8 月に、宮城県内 3 市町 3 校の中学生 9 名および教職員等を三重県に招き、県内 3 市町 3 校の中学生 149 名および教職員が、それぞれの地域の特色をふまえた防災学習を通じて交流を深めました。また、11 月に防災交流学習に取り組んだ県内 3 市町の実践報告会を実施しました。被災地から学ぶ防災教育を通じて、自分の命は自分で守る防災教育だけでなく、支援者となる視点から安全・安心な社会づくりに貢献する意識や能力を育成する防災教育に取り組む必要があります。
- ⑤防災人材の育成のため、「みえ防災・減災センター」において、市町防災担当職員を対象とした防災講座（講座 5 回、延べ 141 名受講）、特別講座を実施しました。また、みえ防災コーディネーターの新規育成講座では、女性と若い世代を中心に募集を行い、45 名が認定を受けるとともに、女性を中心とした専門職防災研修では、23 名（うち女性 21 名）が修了しました。平成 27 年度からは、特に、消防団と自主防災組織の連携と充実強化を図るため、専門職防災研修に「消防団」分野を新たに設ける（30 名受講）とともに、消防団との連携に取り組むことのできる人材育成を目的に、自主防災組織リーダー研修を開催しました（3 会場、105 名受講）。このほか、育成した防災人材が、市町や地域の防災活動の場で活躍できるよう設けた「みえ防災・人材バンク」の充実を図るため、バンク登録者（124 名）の名簿を市町に提供し、91 件の地域等における防災・減災活動の支援を行いました。今後は、より一層、バンク登録者が地域等で活躍できるよう、バンク登録者のスキルアップに取り組むとともに、人材の情報について広く地域や県民に対して周知を図る必要があります。

（創 19）

- ⑥企業防災力の向上については、「みえ防災・減災センター」に設置している相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応するとともに、11 月に開催された「みえリーディング産業展 2015」に出展し、企業向けの臨時相談窓口を開設しました。また、地域別企業防災研修を

3会場で開催したほか、「みえ企業等防災ネットワーク*」の「BCP普及分科会」において、県内企業のBCP策定支援を行いました。引き続き、企業からの相談体制の充実を図るとともに、「BCP普及分科会」における取組を中心に、企業のBCP策定を促進するなど、「みえ防災・減災センター」との連携を深めながら取組を展開していく必要があります。

- ⑦メディアを活用した啓発については、啓発番組を放送し、地域や住民が主体となった取組を中心に紹介しました。また、防災シンポジウムについては、9月26日にみえ風水害対策の日シンポジウムを、12月6日にみえ地震対策の日シンポジウムを実施しました。また、「みえ防災・減災アーカイブ」の構築について、伊勢湾台風に関する体験談や資料の収集を中心に、風水害に関する情報の収集に取り組みました。平成28年度は、「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用することができるコンテンツの開発に取り組みなど、県民の防災行動の促進へと結び付く取組を展開していく必要があります。

【実践取組5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために】

- ①地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所183か所のうち62か所で補強対策を進めました。また、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、国直轄および県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めました。引き続き、河川・海岸堤防において脆弱箇所等の補強・補修対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策の推進が必要です。また、海岸堤防については、これまで進めてきた整備に加え、津波に対して粘り強い構造とするための対策を進める必要があります。

津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊防止施設については、15か所で擁壁等の整備を進めました。引き続き、避難地・避難路を保全するため、市町および住民との調整を図り、対策を進める必要があります。

- ②河川の水位低下対策として、事業効果が早期に発現する河川堆積土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を、関係市町と共有する「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら実施しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、継続した事業の推進が必要です。

また、土砂災害危険箇所内に立地する要配慮者利用施設の保全については、4か所で砂防堰堤や擁壁等の整備を進めました。引き続き、市町および住民との調整を図り対策を進める必要があります。

- ③高潮・地震・津波などの自然災害に備えるため、農山漁村地域における避難路の整備について、2か所の整備を進め、計画箇所のすべての整備が完了しました。また、漁港施設については5地区で防波堤の改修等を、農地海岸、漁港海岸についてはそれぞれ3地区、4地区で堤防の改修等を進めました。引き続き、農地海岸および漁港海岸について、計画的な取り組みを継続していく必要があります。

*「創番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

- 施策111：災害から地域を守る人づくり
- 施策112：防災・減災対策を進める体制づくり
- 施策113：治山・治水・海岸保全の推進

施策 1 1 1

災害から地域を守る人づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍するなか、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標				
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.4%	50.5%	60.0%	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）
28 年度目標値の考え方	防災活動に参加する県民の割合を、現状値から毎年度 3 % 程度高めることを目標として設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
11101 防災人材の育成・活用（防災対策部）	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数 創 19	91 件	150 件	300 件	「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等においてさまざまな防災・減災活動を支援した件数
11102 学校における防災教育の推進（教育委員会）	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	88.3%	90.0%	100%	家庭、PTA、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合
11103 災害ボランティアの活動環境の充実（環境生活部）	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数（累計）	8 団体	9 団体	12 団体	「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル（風水害編）」に掲載されている「幹事団体」および「協力団体」の団体数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	91	72			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【防災対策部 副部長 東畑 誠一 電話 059-224-2181】

- ①防災人材が地域で活躍できる環境づくりについて、「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、みえ防災コーディネーター*などの防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」への登録を促進します。また、バンク登録者のスキルアップ研修を実施するとともに、防災人材に関する情報について、ホームページなどを活用し広く地域や県民に対して周知しながら、地域や住民の自主的な取組に対する支援体制を充実します。(創19)
- ②企業の防災力向上を図るため、「みえ防災・減災センター」の企業相談アドバイザーの充実を図るとともに、「みえ企業等防災ネットワーク*」と連携し、企業防災研修の実施や企業のBCP作成を促進するなど、企業防災の取組を支援します。
- ③「防災の日常化」の定着を図るため、「みえ防災・減災センター」において、次世代につなぐべき災害の記憶や記録の収集に加え、地域の防災教育に活用可能なコンテンツを検討するなどして、「みえ防災・減災アーカイブ」の充実につなげていきます。
- ④地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織の充実強化を図るとともに、地域における互いの役割分担を明確にし、それぞれの地域に応じた両者の連携による隙間のない防災体制の構築をめざし、引き続き「ちから・いのち・きずなプロジェクト」に取り組んでいきます。
- ⑤「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル」の作成が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、みえ防災コーディネーターなど「みえ防災人材バンク」登録者を、これらの活動に積極的に活用して、地域の取組を支援していきます。
- ⑥伊勢志摩サミットの安全・安心の確保に向けた宿泊施設等の地震・津波対策の取組を引き続き支援するとともに、サミット後の増加が見込まれる国内外からの観光客に対応するため、「地震・津波避難対策マニュアル」および「津波避難マップ(英語併記)」のひな形のさらなる普及を図るなど、伊勢志摩地域のみならず、広く県内観光地における防災・減災対策の推進を図ります。
- ⑦学校で防災ノートを活用した防災学習がより効果的に実施されるように、風水害の項目を充実するなどした改訂版防災ノートを配付するとともに、指導者用資料の充実を図ります。
- ⑧家庭や地域と連携した防災訓練等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修を実施するなど、学校における防災教育を推進します。
- ⑨県内の中学生・高校生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习等の防災教育に取り組めます。
- ⑩大規模災害時において迅速な被災者支援活動が行われるよう、専門性の高いNPOに対して協定の締結を働きかけるとともに、災害ボランティアが円滑に活動できるよう、広く県民の皆さんに「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」への寄付を呼びかけます。

⑪大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境を整えるとともに、市町におけるマニュアル策定やフォーラムを通して、現地災害ボランティアセンター関係者の「顔の見える関係づくり」を促します。

* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 1 1 2

防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	87.4%	88.2%	90.0%	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
28 年度目標値の考え方	「公助」による防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を 90%以上とすることを目標に、平成 28 年度の目標値を 88.2%と設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
11201 防災・減災対策の推進（防災対策部）	「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率	92.6%	100%	100%	「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた主要な行動項目の進捗率の平均値
11202 災害対策活動体制の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関が連携した実動訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	10 回	11 回	13 回	県・市町・防災関係機関が連携した実践的な実動訓練の回数および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練の回数
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	16.0%	19.5%	30.0%	防災情報を提供している県のホームページ「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報を入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）

活動指標		27年度		28年度		31年度		目標項目の説明
基本事業	目標項目	現状値		目標値		目標値		
11204 災害医療体制の整備 (健康福祉部医療対策局)	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT*)数	21		21		24		県内の災害拠点病院が保有する活動可能な災害派遣医療チーム(DMAT)数
11205 安全な建築物の確保 (県土整備部)	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率	28.6%		42.9%		100%		耐震改修促進法の改正により、耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、地震等の災害時に避難所として活用される民間建築物で、耐震性が確保された建築物の割合
11206 教育施設の防災対策 (教育委員会)	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	県立学校	83棟	県立学校	83棟	県立学校	0棟	つり天井の撤去や照明設備の落下防止等が必要な体育館や武道場等のうち、対策が未完了となっている棟数 ※市町立学校、私立学校は幼稚園を含む
		市町立学校	42棟(速報)	市町立学校	29棟	市町立学校	23棟	
		私立学校	8棟	私立学校	4棟	私立学校	2棟	
11207 緊急輸送道路*の機能確保 (県土整備部)	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	94.8%		95.2%		96.5%		緊急輸送道路上の橋梁のうち、おおむね5年以内に修繕等を行う必要がないと判断できる橋梁の割合
11208 消防救急体制の充実・強化 (防災対策部)	消防団員の条例定数充足率	95.3%		95.5%		96.0%		各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合
11209 高圧ガス等の保安の確保 (防災対策部)	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.5%		100%		100%		許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	7,880	13,249			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【防災対策部 副部長 東畑 誠一 電話：059-224-2181】

【防災・減災対策の推進】

- ①「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目を着実に実践します。特に「三重県新地震・津波対策行動計画」については、平成27年度の間評価結果をふまえ、計画の最終年度となる平成29年度の目標達成に向けた必要な改善を関係部局に求めながら取組を進めます。
- ②「三重県新風水害対策行動計画」の重点行動項目に掲げた「三重県版タイムライン(仮称)」について、平成29年度中の策定に向け、検討を進めます。

- ③「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」に基づき、「三重県備蓄計画（仮称）」策定に向け、市町の備蓄状況もふまえ検討を進めます。また、災害応急活動の具体的な内容を定める「三重県南海トラフ地震活動計画（仮称）」の策定に向け、策定手順の検討や資料収集に着手します。
- ④「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つである「三重県業務継続計画（三重県BCP*）」について、各所属における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。
- ⑤「三重県復興指針」などを活用し、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」を引き継ぐ新たな行動計画において取り組むべき対策等の検討に着手します。
- ⑥国立研究開発法人海洋研究開発機構および国立研究開発法人防災科学技術研究所と連携し、伊勢志摩サミットの開催前に「DONET*を活用した津波予測・伝達システム」の運用を開始するとともに、サミット終了後は、関係市町と連携して津波避難対策が課題とされている東紀州地域など県南部地域へのシステムの展開を検討します。
- ⑦市町が主体的に取り組む防災・減災対策への財政支援について、地域減災力強化推進補助金において、避難所の環境整備などの避難後を見据えた対策や、土砂災害避難対策、あるいは被災によって孤立した地域への支援対策など、風水害対策も重視した補助制度により、本県の防災・減災対策の進展を図ります。また、引き続き、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町が取り組む津波避難施設や避難経路等の整備を支援していきます。
- ⑧東日本大震災への支援について、被災地への職員派遣や県内避難者に対する支援情報の提供を行うほか、「支援から交流へ」をキーワードにした被災地との交流を進め、震災の教訓などを防災・減災対策に生かしていくとともに、震災の記憶の風化防止に努めます。

【災害対策活動体制の充実・強化】

- ①近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練および図上訓練等を通じて、実践的な災害対応力の積み重ねを図ります。
- ②北勢広域防災拠点について、平成 29 年度の完成に向けて、適切な進捗管理を行いながら、造成工事や施設整備を推進します。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、東紀州（紀南）広域防災拠点において航空燃料の備蓄に向けた整備を進めます。
- ③原子力災害対策について、原子力アドバイザーによる職員研修等を実施するとともに、県外からの避難者受け入れについて、市町と調整しながら具体的な検討を進めます。
- ④広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」等において県と市町の広域的な応援・受援体制の整備の具体的な検討を進めるとともに国への政策提言活動を行っていきます。
- ⑤運航開始から 24 年目を迎える防災ヘリコプター「みえ」については、安全運航を維持します。更新するヘリコプターは、ヘリコプターテレビ電送システム等を整備し、平成 29 年 9 月から供用開始できるよう準備を進めます。
- ⑥国民保護計画等の必要な見直しを進めるとともに、国、市町、防災関係機関と共同で国民保護図上訓練を実施し、緊急対処事態における対応力の強化を図ります。
- ⑦大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するために、必要な装備資機材等の整備を進めます。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①防災通信ネットワークの正常な運用ができるよう維持管理を行います。また、災害拠点病院である名張市立病院へ防災行政無線機器の設置を行うとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の整備を行います。
- ②気象情報・災害情報等を迅速・的確に収集し、県民に提供します。また、平成 27 年度に策定した基本計画に基づき、新しい防災情報プラットフォームの構築を行います。

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施している病院に対する補助を実施するとともに、平成 28 年度に工事が完了する予定の病院について、計画どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対し補助制度の内容を周知するとともに、国に対し補助制度の拡充等を働きかけます。
- ②災害医療コーディネーターを対象に、地域の実情をふまえた災害医療対応シミュレーションを中心とする研修を実施するとともに、看護師等を対象とする災害看護研修を実施します。また、国が実施するDMA Tを対象とした研修会や訓練に県内DMA Tを派遣するとともに、新たなDMA Tを養成します。
- ③平成 28 年度に実施予定の国の大規模地震時医療活動訓練について、国や近隣県、その他関係機関等と連携して訓練企画等を行うとともに実動訓練に参加します。また、その他の訓練等において、災害医療コーディネーターや県内DMA T等の医療従事者の参加促進を図ります。
- ④平成 28 年度に実施予定の国の大規模地震時医療活動訓練や県総合防災訓練、防災図上訓練等において災害医療対応マニュアルの実効性を確認し、必要に応じて内容の更新や補足資料の整備を行います。
- ⑤県内9地域において地域災害医療対策会議を開催します。また、関係機関で協議、検討のうえ、訓練や研修を実施します。
- ⑥伊勢志摩サミットの円滑な実施のため、関係市町や関係機関等との連携により、サミット開催時の緊急医療体制の整備に万全を期すよう必要な取組を行いました。

【安全な建築物の確保】

- ①耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、避難所として活用される建築物の耐震化を促進するため、引き続き、補助の対象となる建築物の所有者に対し、市町と連携して早期の耐震改修等の着手を働きかけるほか、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化に向けた取組を進めていきます。
- ②木造住宅の耐震化については、無料耐震診断や設計、補強工事等の補助事業を引き続き実施するとともに、県民の皆さんがそれぞれの状況に応じた対策を講じていただけるよう、住宅戸別訪問や耐震補強相談会等を実施します。

【教育施設の防災対策】

- ①県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材*の耐震対策について、早期の完了を目指して、計画的に実施します。
- ②私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、学校法人に対し耐震対策を促すとともに、耐震対策に取り組む学校法人への支援を行います。

【緊急輸送道路の機能確保】

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の計画的な修繕や整備を進め、非常事態に対応した輸送機能の確保を図ります。

【消防救急体制の充実・強化】

- ①消防団員の確保や消防団の活性化を図るため、平成 27 年度に実施した消防団応援制度等調査の結果をふまえ、市町や県消防協会と協議しながら、三重県の実情に応じた具体策の構築に向けた取組を進めていきます。
 - ②「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」に基づき、優先的に広域化を推進する地域について、関係市町の意向をふまえながら、重点地域の指定など、各地域の実情に応じた取組を進めます。
 - ③救急救命士養成機関への消防職員派遣の支援や、特定行為を実施できる救急救命士の養成講習を実施するとともに、救急業務実施に係る教育体制の充実強化に向けた指導救命士の養成等を実施し、救急救命活動の向上を図ります。
- ④伊勢志摩サミットの円滑な実施のため、消防庁や関係市町、関係機関等との連携により、消防・救急特別警戒体制の確保をはじめ防災・危機対策に万全を期すよう必要な取組を行いました。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等を取り扱う事業者等に対して保安検査および立入検査等を引き続き実施し、適正な保安管理等の徹底を図ります。コンビナート防災対策については、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者等の防災対策を推進していきます。
- ②地域創生人材育成事業を活用して、コンビナートにおける保安を推進する人材を育成・確保するための研修等を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

2 三重県新地震・津波対策行動計画及び三重県新風水害対策行動計画について

1 実績レポートについて

「新地震・津波対策行動計画」及び「新風水害対策行動計画」の取組結果と今後の取組方向について、それぞれ実績レポート（「別冊1」及び「別冊2」）としてまとめました。

(1) 計画の進行管理について

① 新地震・津波対策行動計画（行動項目：192項目）

計画期間：平成25年度から29年度までの5か年計画

進行管理：各行動項目の進捗状況について毎年度実績レポートにより進行管理をするとともに、「みえ県民力ビジョン 第一次行動計画」の最終年度（27年度）にあわせて中間評価を行う。

② 新風水害対策行動計画（行動項目：151項目）

計画期間：平成27年度から29年度までの3か年計画

進行管理：各行動項目の進捗状況について毎年度実績レポートにより進行管理をする。

(2) 取組成果と課題について

① 新地震・津波対策行動計画の中間評価

ア 災害予防・減災対策については、住宅や公共施設の耐震化、「みえ防災・減災センター」による防災人材の育成、防災教育、災害時要援護者支援（予防対策）、各地域における住民一人ひとりの津波避難計画の作成などに取り組んできました。

今後は、住宅の耐震化の促進や住民一人ひとりの津波避難計画の未実施市町への展開、育成した防災人材の活用、災害時要援護者の個別支援計画作成などの予防対策を実施する必要があります。

イ 発災後対策については、訓練の実施等による災害対策本部の機能強化、緊急輸送の確保と孤立対策の実施、応援・受援体制の整備、医療救護体制の充実などに取り組んできました。

今後は、広域防災拠点の整備や「避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進などに取り組んでいく必要があります。

ウ 復旧・復興対策については、水道施設の耐震化などのライフライン対策や各市町における災害廃棄物の処理計画の策定などの生活環境対策、住宅相談体制の構築、雇用支援、経営再建支援などの生活再建対策、「三重県復興指針」の策定など、復興に向けての準備に取り組まれました。

今後は、ボランティアの円滑な受け入れ対策を始めとする受援体制の整備や水道施設の耐震化を引き続き進めることなどに取り組んでいく必要があります。

② 新風水害対策行動計画の平成27年度の実施結果と課題

ア 災害予防・減災対策については、市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援、地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化、洪水防止対策の推進、災害に強い森林づくりの推進、災害時要援護者支援用具等の利用の促進などに取り組んできました。

今後は、洪水ハザードマップの未策定市町への策定促進や被雇用者が消防団に入団しやすい環境づくり、災害時要援護者支援用具等の利用促進を引き続き進めることなどに取り組んでいく必要があります。

イ 発災前の直前対策及び発災後対策については、市町における図上訓練の実施支援、消防における広域応援体制の充実強化などに取り組んできました。

今後は、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定や「三重県防災情報プラットフォーム」の構築などに取り組んでいく必要があります。

ウ 復旧・復興対策については、水道における危機管理体制の強化などのライフライン対策や各市町における災害廃棄物の処理計画の策定を始めとする生活環境対策など、復興に向けての準備に取り組まれました。

今後は、市町災害廃棄物処理計画の策定支援や水道の広域応援に関する市町と連携した訓練の実施を引き続き進めることなどに取り組んでいく必要があります。

2 熊本地震で明らかになってきている主な課題

平成28年4月に発生した熊本地震では、次のような課題が明らかになってきています。

(1) 建築物の耐震化について

- ① 住宅の耐震化
- ② 業務継続の視点をふまえた庁舎や病院等の重要拠点の耐震化 など

(2) 物資調達について

- ① 物資拠点の選定と円滑な運営
- ② 物資拠点での物流業者等の専門家や資機材の活用 など

(3) 避難所運営について

- ① 避難所の環境整備
- ② 被災者の健康管理
- ③ 災害時要援護者への支援
- ④ 指定避難所以外の避難所及び車中泊等を行う被災者への支援 など

(4) 医療救護について

- ① 地域の実情に即し受援を意識した災害医療体制の整備
- ② 災害時の医療ニーズの集約・県外への情報発信を含む連絡体制の整備 など

(5) 災害対策本部機能について

- ① 広域受援時の災害対策本部における関係機関との適切な調整
- ② 災害対策本部職員の健康管理
- ③ 行政職員における専門的知識や経験を有する専門人材の養成 など

(6) その他

- ① 県民に対する的確で分かりやすい情報提供
- ② 罹災証明書の迅速な発行のための人員の確保
- ③ 災害廃棄物の処理
- ④ 仮設住宅の用地確保と建設
- ⑤ ボランティアの活用 など

3 今後の対応について

「新地震・津波対策行動計画」については中間評価から、「新風水害対策行動計画」については平成27年度の実施結果から、それぞれ対応すべき課題が明らかになりました。

また、熊本地震から2か月が経過し、さまざまな課題が明らかになってきています。

今後、こうした課題をふまえるとともに、国における熊本地震に関する議論も注視しながら、「新地震・津波対策行動計画」及び「新風水害対策行動計画」の次期行動計画の策定に向けた検討を行います。

4 今後のスケジュールについて

平成28年度

- 6月 防災県土整備企業常任委員会
新地震・津波対策行動計画 中間評価報告
新風水害対策行動計画 平成27年度の取組結果報告
- 1 1月～ 三重県防災会議防災・減災対策検討会議
2月頃 次期行動計画の基本的な考え方を検討
- 3月 防災県土整備企業常任委員会
次期行動計画の基本的な考え方を説明

平成29年度

- 4月～ 三重県防災会議防災・減災対策検討会議
- 1 1月頃 次期行動計画（中間案、最終案）の検討
- 9月 防災県土整備企業常任委員会
次期行動計画の中間案説明
- 1 2月 防災県土整備企業常任委員会
次期行動計画の最終案説明
- 3月 次期行動計画策定、公表

3 審議会等の審議状況について

(平成28年2月18日～平成28年6月2日)

1 三重県防災会議

1 審議会等の名称	三重県防災会議
2 開催年月日	平成28年3月22日
3 委員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 多湖 令、外54名
4 諮問事項	1 三重県地域防災計画（地震・津波対策編） 平成28年3月修正案について 2 三重県地域防災計画（風水害等対策編） 平成28年3月修正案について 3 三重県水防計画 平成28年度修正案について
5 調査審議結果	上記3件の諮問について了承
6 備考	

2 三重県石油コンビナート等防災本部員会議

1 審議会等の名称	三重県石油コンビナート等防災本部員会議
2 開催年月日	平成28年3月22日
3 委員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 多湖 令、外24名
4 諮問事項	三重県石油コンビナート等防災計画の修正について
5 調査審議結果	三重県石油コンビナート等防災計画 平成28年3月修正案を了承
6 備考	